

表6

## 基準器検査手数料一覧表

令和元年10月1日施行

種 類	能 力	手 数 料
タクシーメーター装置検査用基準器		13,900円
基準台手動はかり ひょう量が5トン以下のもので、 かつ目量又は感量がひょう量の 20,000分の1以上のもの	ひょう量が1kg以下のもの	3,370円
	ひょう量が1kgを超え10kg以下のもの	5,250円
	ひょう量が10kgを超え50kg以下のもの	7,820円
	ひょう量が50kgを超え200kg以下のもの	10,500円
	ひょう量が200kgを超え500kg以下のもの	13,800円
	ひょう量が500kgを超えるもの	13,800円に500kgを超えるごとに6,710円 を加算した金額
一級基準分銅(F2)	表す質量が200g以下のもの	3,350円
	表す質量が200gを超えるもの	8,270円
二級基準分銅(M1)	表す質量が5kg以下のもの	670円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	820円
	表す質量が50kgを超えるもの	9,220円
三級基準分銅(M2)	表す質量が5kg以下のもの	500円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	680円
	表す質量が50kgを超えるもの	7,370円
液体基準タンク (燃料油メーター検査用のもの)	全量が25L以下のものに限る	14,300円

注1 体積計のうち、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとにこの表に定める手数料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 知事が指定する場所以外の場所で基準器検査を行う場合にあっては、当該基準器検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該基準器検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1個についての金額とする。

\*1 手数料の納付方法は、知事にあっては滋賀県計量法関係手数料収入証紙による。  
\*2 滋賀県計量法関係手数料収入証紙売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)